

ドイツにおけるオンライン・ コンテンツと法規制

愛知県立大学 杉原周治

目次

1. はじめに
2. 公共放送によるオンライン・コンテンツの現状および法規制の歴史
3. 公共放送の組織とコンテンツに関する任務
4. 公共放送による「テレメディア任務」の射程
5. 禁止されたテレメディアコンテンツ
6. 「テレメディアコンセプト」
7. 「三段階テスト」の審査基準
8. 「三段階テスト」の審査手続
9. むすびにかえて

1. はじめに

ドイツにおける公共放送のオンライン・コンテンツに対する現行規制は、2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定によって制定された

同協定は、第一次的に、オンライン・コンテンツ、すなわち「**テレメディア**」を放送およびラジオと明確に区別して独自のコンテンツと位置付けたうえで、**公共放送の任務を拡大**し、テレメディアも同任務に含まれることを明記した。

このように公共放送の任務が拡大される一方で、同協定は、オンライン領域における公共放送の任務の具体化するとともに、特定のテレメディアについては、「**テレメディアコンセプト**」の作成を義務付け、さらにオンラインでの提供のために「**三段階テスト**」に服すべきことを規定した。

(1) 「放送プログラム」 (Rundfunkprogramm)

ドイツの放送法では、テレビで放送される個別のコンテンツは「番組」といわれ、これら個別番組の集合体であるチャンネルは「放送プログラム」といわれる。

(2) 「テレメディア」 (Telemedien)

オンライン・コンテンツは、放送州際協定において「テレメディア」と呼ばれている。その例外は、放送プログラムのリニアサービスによるライブストリーミングである。つまり、インターネットによる番組の同時配信は、「テレメディア」には含まれず、「放送プログラム」とみなされる。

(3) 「コンテンツ」

放送州際協定は、多くの条項のなかで「Angebot」ないし「Angebote」という概念を用いている。本稿は、この両者を「コンテンツ」と翻訳するが、その内容は、各々の条項において異なる意味を含んでいる。

2. 公共放送によるオンライン・コンテンツの現状および法規制の歴史

2.1 公共放送のコンテンツの現状

- ・ドイツ公共放送連盟（以下、「ARD」と略記）
- ・第二ドイツテレビ（以下、「ZDF」と略記）
- ・ドイツ・ラジオ（DeutschlandRadio (DLR)）（ARDとZDFが共同で運営）

(1) ARDのオンライン・コンテンツ

ポータルサイト：「ARD.de」

- ・ 「tagesschau.de」 (ニュース)
- ・ 「sportschau.de」 (スポーツ)
- ・ 「kinder.ARD.de」 (子ども)
- ・ 「tagesschau-App」 (スマホのサイト) など

コンテンツ・ネットワーク：「funk」

(2) ZDFのオンライン・コンテンツ

ポータルサイト：「ZDF.de」

最新ニュース専用のウェブサイト：「heute.de」

子ども番組専用のウェブサイト：「tivi.de」

コンテンツ・ネットワーク：「funk」

2.2 公共放送のオンライン・コンテンツに対する法規制の歴史

(1) 公共放送によるオンライン・コンテンツサービスの開始

ドイツでは、公共放送によるオンライン・コンテンツサービスは、1996年に、法律上の明確な規定なしに開始された。しかしながらこのサービスの開始により、そもそも公共放送のオンライン・コンテンツが許されるのか否か、とりわけ、同コンテンツの提供ために法律の根拠が必要か否かが議論された

(2) 2000年4月1日の第4次放送州際協定

オンライン・サービスに対する規律は、2000年4月1日発効の第4次放送州際協定によって初めて法律の中で明記された。これに伴い、公共放送事業者は、インターネット上での自己のコンテンツを拡大していった。

しかしながら、公共放送事業者によるこのようなオンラインの活動の拡大は新たな批判を呼び起こすこととなった。とりわけ民間のインターネット・コンテンツ提供者の厳しい財政状況や公共放送事業者の高まる資金需要に鑑みて、公共放送事業者のオンライン活動に対する法律上の制約が要請されるようになった。

(3) 2004年4月1日発効の第7次放送州際協定

これを受けて、2004年4月1日発効の第7次放送州際協定は、公共放送の任務を改正し、提供可能なオンライン・コンテンツをより厳格化した。すなわち、同11条1項（旧規定）は、「公共放送は、個人および公の自由な意見形成のプロセスの媒介およびファクターとして、ラジオプログラムおよびテレビプログラムの制作および頒布を介して、影響力を行使しなければならない。公共放送は、放送プログラムに関連する内容を伴う印刷物およびメディアサービスを、放送プログラムに付随して提供することができる。」、と規定された。

さらに、2007年3月1日発効の第9次放送州際協定は、「メディアサービス」に代わって「テレメディア」という概念を導入した。

(4) VPRTらによる欧州委員会への異議申立て

こうした国内の動きと並行して、2002年から2004年にかけて、とりわけ民間放送事業者である「ProSiebenSat.1」および「Premiere」、ならびに「社団法人民間放送・通信協会」（「VPRT」）は、ドイツの公共放送の活動範囲の拡大を問題視し、受信料がEC条約87条1項（現行のEU運営条約107条1項）によって禁止された「国家援助」（staatliche Beihilfe）にあたるとして、欧州委員会に対して数回にわたって異議を申し立てた。

欧州委員会は、2005年3月、結論として、ドイツの受信料制度は「国家援助」にあたるとしたうえで、EC条約86条2項による正当化も否定されるとの暫定的見解を報告した。これに対してドイツ政府は、ドイツの受信料制度は「国家援助」にはあたらないと主張したため、欧州委員会とドイツとの間で長年に渡る争いが生じることとなった。

(5) 欧州委員会との「国家援助に関する妥協案」 („Beihilfekompromiss“)

その後、2007年4月24日、一連の協議の結果、ドイツ政府と欧州委員会の間でいわゆる「国家援助に関する妥協案」が取り決められた。すなわち、ドイツ側が法律によって「適切な措置」を設けることの「確約」をしたことを受けて、欧州委員会は係争中であった国家援助審査手続の中止決定を下したのである。

ドイツ側が提示したこの確約につき、欧州委員会はドイツに対して、その国内法化のために2009年4月24日までの猶予を与えたが、その際とりわけ以下の事項が義務付けられた：

- ① 「テレメディア」についての公共放送の任務の基準につき、法律で明確に規定する。
- ② 公共放送事業者が審査基準を具体化し、かつ審査手続を実行する。
- ③ 公共放送事業者は、新しいまたは変更されたあらゆるデジタル・コンテンツにつき「三段階のテスト」を実行する義務が課せられる。
- ④ この三段階テストは法律で規定され、また放送事業者による審査が要請される。
- ⑤ オンライン・コンテンツについての公共放送の任務は「ジャーナリスティックかつエディトリアルなコンテンツ」に限定される。
- ⑥ 何が公共放送の任務に含まれ、何が含まれないのかについて、具体例を示したポジティブリストおよびネガティブリストを作成する、等である。

(6) ドイツ連邦憲法裁判所の判例に対する配慮

もっともドイツの各州は、「確約」の放送州際協定での国内法化にあたり、欧州委員会の要請だけでなく、基本法5条1項にいう「放送の自由」に関するドイツ連邦憲法裁判所の判例にも配慮する必要があった。

すなわち、連邦憲法裁判所によれば、放送の自由からは公共放送の国家からの分離が要請され、そのなかでもとりわけ「放送プログラムの自律」が重要となる。つまり、公共放送事業者は、放送プログラムの選択・内容・制作につき自ら決定する権限を付与されており、国家による影響から保護されなければならない、とされる。

このように、欧州委員会がオンライン・コンテンツにおける公共放送の任務を法律によって可能な限り具体化するよう要請したのに対して、連邦憲法裁判所は、公共放送事業者が自主的に行うテレメディア任務の具体化によって、放送の自由を保持することを要請した。

このためドイツの各州は、両者の要請のなかで板挟みとなっていたが、最終的に、2009年6月1日発効の第12次改正放送州際協定において、両者が共存し、かつ双方の要請に適合しうる解決策を提示することに成功した。

(7) 2009年6月1日発効の第12次放送州際協定

- ・ 公共放送の任務の拡大
- ・ 公共放送の任務の具体化
- ・ 公共放送事業者に対する「テレメディアコンセプト」の作成義務
- ・ 「三段階テスト」

(8) 2019年5月1日発効の第22次放送州際協定

- ・ 公共放送の任務の具体化に関する、いくつかの重要な改正

3. 公共放送のコンテンツに関する任務

3.1 コンテンツの制作に関する一般原則

放送州際協定3条1項は、公共放送事業者および民間放送事業者に対する一般原則を定めている。同条項によれば、放送プログラムまたはテレメディアコンテンツを提供する放送事業者は、原則として、自己のコンテンツの制作に際して、人間の尊厳および国民の道徳的・宗教的信念を尊重し、また国民の生命、自由、身体的不可侵、他者の思想、意見の尊重に配慮しなければならない、という。

放送州際協定3条1項

(1) ARD、ZDF、ドイツ・ラジオ、および全国放送の放送プログラムを提供するすべての放送事業者は、自己のコンテンツにおいて、人間の尊厳を尊重し保護しなければならない、（さらに）国民の道徳的および宗教的信念を尊重しなければならない。そのために、コンテンツは、生命、自由、身体的不可侵の尊重、ならびに他者の思想および意見の尊重を強めることに寄与しなければならない。コンテンツの制作に対する州法上のさらなる要請、および本州際協定の第41条は侵害されてはならない。

さらに、放送州際協定3条1項で言及された同41条は、コンテンツの制作、とりわけ個別の番組の制作のための基準として「放送プログラム原則」を規定している。

放送州際協定41条

(1) 放送プログラムには、憲法適合的秩序が適用される。放送プログラムは、人間の尊厳、ならびに他者の道徳的、宗教的、世界観的信念を尊重しなければならない。放送プログラムは、統一ドイツの連帯、および国際協調を促進し、ならびに差別のない相互関係を指向しなければならない。一般的法律の規定および個人の名誉の保護に関する法律上の規定は遵守されなければならない。

(2) 総合放送プログラムは、情報、文化、教育の適切な配分によって、ドイツ語圏および欧州における多様性の描出に寄与しなければならない。（略）

(3) 第1項および2項は、全国放送にのみ適用される。

この原則によれば、放送プログラムは、人間の尊厳、他者の道徳的・宗教的・世界観的信念の尊重とともに、国際協調、平等、名誉、均衡性、多様性、情報の客観性などが要求される。

3.2 公共放送事業者の一般的任務

放送州際協定11条は、公共放送の一般的任務について規定している。

放送州際協定11条1、2項

(1) 公共放送事業者の任務は、個人および公の自由な意見形成のプロセスのメディアおよびファクターとして、自己のコンテンツの制作および頒布を介して影響力を行使し、さらにそれを介して、社会の民主的、社会的、文化的な需要を満たすことにある。公共放送事業者は、自己のコンテンツにおいて、世界、欧州、国内、地域の、あらゆる重要な生活領域で発生した事件に関して、包括的な概要を提供しなければならない。それを介して、公共放送事業者は、国際的理解、欧州統合、ならびに連邦および州における社会的結合を促進しなければならない。公共放送事業者のコンテンツは、教育、情報、コンサルティング、娯楽に寄与するものでなければならない。同コンテンツは、とりわけ文化のための特集番組を提供しなければならない。娯楽も、公共的なコンテンツプロフィールに適合しなければならない。

(2) 公共放送事業者は、自己の任務を果たす際に、報道の客観性および中立性の原則、意見多様性、ならびにコンテンツの均衡を考慮しなければならない。

3.3 公共放送の「テレメディア任務」

放送州際協定11条にいう公共放送の任務に関する一般原則は、放送プログラムだけでなくテレメディアの内容にも妥当するが、第12次放送州際協定は、さらに同11d条3項において、公共放送に対する純粋なオンライン任務、すなわちテレメディアコンテンツに対する公共放送の特別な責務について初めて規定した。この責務は、「テレメディア任務」と呼ばれている。

放送州際協定11d条3項

(3) テレメディアコンテンツを介して、すべての国民に対して、情報社会への参加が可能とされ、ガイドラインが提供され、あらゆる世代および少数派の技術上・内容上のメディアリテラシーが促進されなければならない。番組に関連するテレメディアについては、ある特定の番組との時間的および内容的な関連が、それぞれのテレメディアコンテンツのなかで証明されなければならない。

4. 公共放送による「テレメディア任務」の射程

放送州際協定は、第11d条1項および2項において、上述した公共放送の「テレメディア任務」の射程について詳細に規定している。

放送州際協定11d条1、2項

(1) ARDを構成する地方放送事業者、ZDF、およびドイツ・ラジオは、ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示された (journalistisch-redaktionell veranlasst) テレメディア、およびジャーナリスティックかつエディトリアルに制作された (journalistisch-redaktionell gestaltet) テレメディアを提供する。

(2) 第1項にいう任務は、以下にいうコンテンツを含む。

1. 放送後7日未満に提供される自己の放送プログラムのオンデマンドの番組、ならびに開催後24時間未満に提供される、第4条2項にいう大イベントのオンデマンドの番組およびブンデスリーガ1部および2部の試合のオンデマンドの番組、

2. その時々 of 番組のために使用された資料および情報源が用いられ、さらに当該テレメディアがテーマ上および内容上この番組を支援的に深め、かつ当該番組に付随する限りにおいて、この具体的な番組に内容的および時間的に関連する、放送後7日未満に提供されるテレメディアであって、既に第11f条3項にいう独自のテレメディアコンテンツとはなっていないもの；ここにいう番組に関連するテレメディアは、第11f条1項に従って、テレメディアコンセプトのなかで説明されなければならない；予告は許される、

3. 第11f条に基づき実施された手続を規準として、第1号前段および第2号にいう期限が経過した後の番組および番組に関連するテレメディア、ならびに番組に関連しないテレメディア；テレメディアコンセプトのなかで、コンテンツに応じて、閲覧期間が設けられなければならない；番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツは許されない、

4. 時間的に期限が付されていない、現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブで、第11f条に従って作成されたテレメディアコンセプトに基づくもの。

(略)

放送州際協定11d条によれば、テレメディアは、それが「ジャーナリスティックかつエディトリアルに指示され、制作され」ている限りにおいて、つまり、あるコンテンツの内容が個人ではなく編集部によって、社会的な重要性に基づき選別され制作されている限りで、原則として公共放送の任務に含まれることとなった。

さらに同条項は、後述する第11d条5項と併せて（以下の下線部分）、テレメディアを以下のように分類する。

(a) 三段階テストに服することなく提供が許されるテレメディア

①放送後7日未満に提供される自己の放送プログラムのオンデマンドの番組

②開催後24時間未満に提供されるスポーツの大イベントおよびブンデスリーガの試合のオンデマンドの番組

③放送後7日未満に提供される「番組に関連する」テレメディア

(b) 三段階テストに服するテレメディア

①放送後7日を超えて提供されるオンデマンドの番組

②放送後7日を超えて提供される「番組に関連するテレメディア」

③「番組に関連しないテレメディア」

④「時間的に期限が付されていない、現代史のおよび文化史的な内容を伴うアーカイブ」
(ただし、このコンテンツの提供には三段階テストは不要とする学説もある)

(c) 提供が絶対的に禁止されるテレメディア

①「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」

②テレメディアにおける「商業広告およびスポンサリング」

③ 開催後24時間を超えて提供される大イベントの番組 (ただし、三段階テストに合格すれば提供が許されるとする学説もある)

④「購入された劇映画」および「テレビ連続番組の購入されたエピソード」のオンデマンドのコンテンツ

⑤「全域的なローカルニュース報道」

⑥ 附則の「ネガティブリスト」で列挙されたテレメディア

5. 禁止されたテレメディアコンテンツ

上述のように、放送州際協定11d条2項1文3号は「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」を禁止しているが、それ以外の公共放送によるオンラインでの提供が許されないテレメディアコンテンツについては、同11d条5項が詳細に規定している。同条項にいうテレメディアも、「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」と同様に、三段階テストに服することなく提供が禁止される。

放送州際協定11d条5項

テレメディアにおける商業広告およびスポンサリングは禁止される。購入された劇映画およびテレビ連続番組の購入されたエピソードのオンデマンドのコンテンツで、委託制作でないものは許されない。テレメディアにおける全域的なローカルニュース報道は許されない。本州際協定の附則で列挙されているコンテンツの形式は、テレメディアでは許されない。

本条項で列挙された、禁止されたコンテンツは以下の通り：

- (a) テレメディアにおける「商業広告およびスポンサリング」
- (b) 購入された劇映画およびテレビ連続番組の購入されたエピソードのオンデマンドのコンテンツで、委託制作でないもの
- (c) 「全域的なローカルニュース報道」
- (d) 附則の「ネガティブリスト」に掲載されたテレメディア
 - (1) 広告ポータルサイト、広告、または案内広告
 - (2) 職業分野別検索サイトおよび職業分野別登録サイト
 - (3) 料金比較ポータルサイトまたは計算プログラム（例えば、価格の計算、保険料の計算）
 - (4) サービス、設備、製品に対する評価ポータルサイト
 - (5) 出会い系サイト、交流サイト、求人情報サイト、物々交換サイト
 - (6) 番組と関連性のないアドバイザーポータルサイト
 - (7) ビジネスネットワーク
 - (8) 通信法3条24号にいう通信サービス
 - (9) 民法762条にいう賭け
 - (10) ソフトウェアコンテンツ
 - (11) ルートプランナー
 - (12) エディトリアルな審査を受けていないリンクング
 - (13) 他社の商業用の〔音楽〕作品の音楽ダウンロード
 - (14) 番組と関連性のないゲームコンテンツ
 - (15) 番組と関連性のない写真ダウンロード
 - (16) イベントカレンダー
 - (17) 番組と関連性のない、かつエディトリアルな同伴者のいない掲示板およびチャット

6. 「テレメディアコンセプト」

第12次改正放送州際協定は、公共放送事業者に対して、テレメディアのための「テレメディアコンセプト」(Telemedienkonzept)の作成を義務付けた(資料参照)。

テレメディアコンセプトに対する一般的な要請は、第一次的に、放送州際協定11f条1項および2項によって規定されている。とりわけ、放送州際協定11f条1項は、同11f条4項にいう三段階テストが要請される「同11d条2項3号および4号にいうテレメディア」に対して、テレメディアコンセプトの作成を要請する。

放送州際協定11f条1、2項

(1) ARDを構成する州放送事業者、ZDF、およびドイツ・ラジオは、自己の第11d条2項3号および4号にいうテレメディアの内容上の方向性を、計画されているコンテンツのターゲット、内容、方向性、閲覧期間を詳細に説明したテレメディアコンセプトのなかで、具体化する。

(2) すべてのテレメディアの説明書が、KEFによる資金需要の事後審査を可能とするものでなければならない。

すなわち、同条項によれば、最小限「テレメディアコンセプト」に記載すべき事項は、以下の5つとなる：

- ①ターゲット
- ② 内容
- ③ 方向性
- ④閲覧期間
- ⑤コスト

加えて、後述するように、同11f条4項に基づき、（三段階テストが課せられる）テレメディアコンセプトには――、

⑥当該コンテンツが、どの程度、社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じているのか、

⑦当該コンテンツによって、どの範囲で、質的な観点からジャーナリズム上の競争への寄与がなされているのか、

⑧当該コンテンツに対して、どのような財政上の費用が必要なのか、

の説明が要請される。

7. 「三段階テスト」の審査基準

「三段階テスト」（„Drei-Stufen-Test“）は、イギリスの「Public-Value-Test」をモデルとして、第12次改正放送州際協定によって導入された（放送州際協定11f条4項）。

計画された新しいまたは変更されたテレメディアコンテンツは、三段階テストに基づき、それが公共放送の任務に属するか否かが審査される。三段階テストの意義は、テレメディア領域における公共放送の「任務の具体化」と、こうした公共放送の任務の具体化を審査過程で可能な限り透明化することにある、とされる。

放送州際協定11f条4項の規定は以下の通りである。

放送州際協定11f条4項

(4) ある新しいコンテンツ（の制作）、または第1項にいう既存のコンテンツの変更が計画された場合、当該放送事業者は、管轄権を有する自己の委員会に対して、この計画された、新しいまたは変更されたコンテンツが任務に含まれていることを説示しなければならない。（その説示には）以下の点についての言明がなされなければならない、

1. 当該コンテンツが、どの程度、社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じているのか、

2. 当該コンテンツによって、どの範囲で、質的な観点からジャーナリズム上の競争への寄与がなされているのか、かつ

3. 当該コンテンツに対して、どのような財政上の費用が必要なのか。

その際、自由にアクセスしうる既存のコンテンツの量および質、計画されたコンテンツの市場の影響力、ならびに公共放送のコンテンツを含む（その他の）既存の比較可能なコンテンツに鑑みた、その（計画されたコンテンツの）意見形成作用が、
考慮されなければならない。コンテンツが配信されるであろう、開示予定期間が説示されなければならない。

通説は、同11f条4項は、同条項で列挙された審査項目をすべて考慮したうえで比較衡量を行うことを要請したものである、と解釈している。この比較衡量を行う際に考慮されなければならない審査項目は、法律の文言上、三段階に分類されている。

(a) 第一段階

「当該コンテンツが、どの程度、社会の民主的、社会的、文化的な需要に応じているのか」

(b) 第二段階

「当該コンテンツによって、どの範囲で、質的な観点からジャーナリズム上の競争への寄与がなされているのか」 (= 「ジャーナリズム上の付加価値」)

+

「自由にアクセスしうる既存のコンテンツの量および質、計画されたコンテンツの市場の影響力、ならびに公共放送のコンテンツを含む〔その他の〕既存の比較可能なコンテンツに鑑みた、その〔計画されたコンテンツの〕意見形成作用」

(c) 第三段階

「当該コンテンツに対して、どのような財政上の費用が必要なのか」

8. 「三段階テスト」の審査手続

三段階テストは以上のような審査基準に基づいて実施されるが、その審査手続は、「ある新しいコンテンツ〔の制作〕、または第1項にいう既存のコンテンツの変更が計画された場合、当該放送事業者は、管轄権を有する自己の委員会に対して、この計画された、新しいまたは変更されたコンテンツが任務に含まれていることを説示しなければならない」と定める放送州際協定11f条4項1文の他、同条5項から7項までに詳細に規定されている。

放送州際協定11f条5～7項

(5) 第4項にいう諸要請につき、新しいまたは変更されたコンテンツの採用前に、管轄権を有する委員会を介して、適切な方法で、とりわけインターネットによって、第三者に対して立場表明の機会が与えられなければならない。この立場表明の機会は、（審査手続実施の）企図の公表後、少なくとも6週間以内に実施される。当該放送事業者の管轄権を有する委員会は、受領された当該立場表明を審査することができる。管轄権を有する当該委員会は、決定を下すために、独立した専門家による専門的助言を、各々の放送事業者の負担により要請することができるが、（とりわけ）市場の影響力については、専門的助言を徴しなければならない。専門家の氏名は公表されなければならない。専門家は、さらに別の情報および立場表明を入手することができるが、（そのうち）立場表明については、専門家に直接送付することができる。

(6) 新しいまたは変更されたコンテンツの採用が第4項にいう諸要件に適合しているか否かの決定には、管轄権を有する委員会の出席構成員の3分の2の多数が必要であり、かつ、少なくとも同委員会の法律上（規定された）構成員の過半数が必要である。当該決定には理由が提示されなければならない。当該決定理由においては、受領された立場表明および入手された鑑定書に配慮した上で、新しいまたは変更されたコンテンツが（公共放送の）任務に含まれているか否かにつき説示されなければならない。各々の放送事業者は、業務上の秘密を遵守した上で、（審査手続実施の）企図の公表と同様の方法で、自己の審査結果を、入手された鑑定書を含めて公開しなければならない

(7) 法の監視の管轄権を有する官庁に対しては、当該公表前に、法の監視のための審査に必要なあらゆる情報が付与され、かつ、資料が送付されなければならない。新しいまたは変更されたコンテンツの説明書は、第5項および6項にいう手続が終了した後、ならびに法の監視の管轄権を有する官庁による審査の後、関連する州の官報によって公表されなければならない。

もっとも、三段階テストの審査手続は、実際には複数の階層から構成されている。その手続内容については学説においても様々な立場が主張されているが、通説はこれを以下の5つの行程に区分している。

(1) 事前審査 (第一行程)

(a) 会長による事前審査

→ 当該コンテンツが「新しいコンテンツ」または「既存のコンテンツの変更」に該当するか否かが審査される。

(b) 放送評議会の「招来権」

→ この事前審査の結果、当該コンテンツが「新しいまたは変更されたコンテンツ」とみなされた場合、会長は、三段階テストについての「管轄権を有する自己の委員会」（放送州際協定11f条4項1文）、すなわち放送評議会に対してコンテンツ説明書を送付し、放送評議会に対して三段階テストの実行の開始を申請しなければならない。この申請は会長の義務である。

(c) その他の事前審査

→ 当該コンテンツが「新しいまたは変更されたコンテンツ」であると評価された場合、放送評議会は、三段階テストの実施前に、必要な限りで以下の3つの事項について審査しなければならないとされる。それは、①放送事業者の作成したコンテンツ説明書の内容が十分に具体的か否か、②当該コンテンツが、法律で委任されている、三段階テストを必要とせずに提供が認められているコンテンツか否か、つまり放送州際協定11d条2項1文1号または同2号にいうコンテンツか否か、③当該コンテンツが法律で禁止されているコンテンツか否か、すなわち同11d条2項1文3号にいう「番組に関連しない、プレスに類似のコンテンツ」もしくは同11d条5項にいうコンテンツか否か、または同11d条5項4文にいう「ネガティブリスト」に掲載されたテレメディアか否か、が審査される。

(*) 公共放送の組織

①放送評議会

- ・ 最高機関
- ・ 各々の放送事業者で異なるが、30名～74名で構成
- ・ 公共の利益を代表
- ・ 放送プログラムに関する助言および監視
- ・ 放送事業者の他の機関の選任
- ・ 予算権限

②会長

- ・ 放送事業者の指揮

③経営評議会

- ・ 業務執行の監督

(2) 三段階テストの始動（第二行程）

- (a) 三段階テストの「スケジュール」の作成および手続の開始の決定
- (b) 「コンテンツ説明書」の公表
- (c) 第三者による立場表明の要請



放送評議会が実施

(3) 情報収集（第三行程）

- (a) 市場の影響力に関する鑑定
- (b) その他の情報収集
- (c) 業務上の秘密の保護



放送評議会が実施

(4) 決定 (第四行程)

- (a) 三段階テストの審査基準の適用
- (b) 理由の提示
- (c) 議決



放送評議会が実施

(5) 手続の終了 (第五行程)

- (a) 情報および資料の官庁への送付
- (b) 放送評議会の審査結果の公開
- (c) 「法の監視」による審査と手続終結



会長または放送評議会が実施

9. むすびにかえて

(1) ドイツにおける法規制の特徴

- ・ 公共放送の任務の拡大
- ・ 公共放送の任務の具体化
- ・ 公共放送事業者に対する「テレメディアコンセプト」の作成の義務づけ
- ・ 特定のテレメディアに対する「三段階テスト」の義務づけ
- ・ 放送評議会の権限強化
- ・ 公共放送事業者の自立に配慮

(2) 日本への示唆

・ NHKの活動分野の拡大は、民業圧迫になる可能性も指摘されており、今後日本でも、オンライン領域における公共放送の任務および規制のあり方について、より詳細な検討を行う必要があるのではないか。